

NISA

口座開設

キャンペーン

実施期間

令和5年7月1日[土]～
令和5年11月30日[木]

※令和6年の新NISA制度への移行に伴い、
期間等が変更する場合があります。

抽選で
いずれかの
賞品が当たる
チャンス!

期間内にNISA口座を開設



条件を満たす個人の方

に当たる!

【対象取引】 期間内にNISA口座開設の申込を行い(金融機関変更を含む)かつ投資信託を一括でご契約の方、又は投信つみたてサービスをご契約の方。
JAバンクアプリを利用した契約も対象になります。

A賞

20本

旅行券 5万円分

条件

投資信託一括で
100万円以上ご契約の方

B賞

30本

旅行券 3万円分

条件

投信つみたてサービスを
3万円以上ご契約の方

C賞

500本

クオ・カード 2,000円分

条件

投信つみたてサービスを
1万円以上3万円未満ご契約の方

抽選

各賞ごとに抽選を行い当選者を決定します。

※応募に関する手続きはございません。抽選日前に解約・廃止された場合、失効いたします。
※申込後、NISA開設が不可の方は失効いたします。

抽選時期・本数

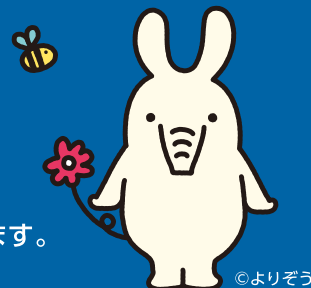
令和6年1月・合計550本

賞品について

1人あたり当選上限数は各賞1本とさせていただきます。
旅行券は㈱農協観光「Nツアー旅行券」となります。

賞品発送時期

令和6年2月以降、順次(NISA口座の税務署承認完了後)、当選者へ発送いたします。
※当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。



©よりぞう



投資信託に関してご留意いただきたい事項



JAバンクの投資信託

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。
このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。[購入時:購入時手数料がかかるファンドがあります。運用期間中:運用管理手数料(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。換金時:信託財産留保額がかかるファンドがあります。]また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。
- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、自身でご判断ください。

NISA(少額投資非課税制度)、つみたてNISA

1. NISA口座は同一年において1人1口座だけ開設できます。複数の金融機関で開設はできませんのでご注意ください。ただし、金融機関の変更は可能です。
 2. NISA口座は同一年において「NISA」もしくは「つみたてNISA」のいずれかを選択する必要があります。両方開設することはできません。
 3. つみたてNISA口座の申込書が複数の金融機関にそれぞれ提出されると、税務署における確認に時間を要し、つみたてNISA口座の開設に相当の期間を要する場合や、つみたてNISA口座が開設できない場合があります。
 4. 口座開設の手続き・留意事項はJA窓口でお尋ねください。他の金融機関でNISA口座をすでにお持ちの場合は手続きが異なります。お手続き留意事項はJA窓口でお尋ねください。
- NISA口座や課税口座の開設に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
 - 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。
 - 当資料は、令和5年2月1日時点で公布されている税法等に基づいて作成していますが、今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。
 - 具体的な税法上の取り扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。
 - 基準経過日における氏名・住所の確認が必要になります。

青葉区・緑区・都筑区		泉区・戸塚区		南区・港南区・磯子区・栄区・金沢区	
山内支店 青葉区新石川1-20-10	045(911)1211	中田支店 泉区中田西2-1-1	045(802)8888	港南支店 港南区丸山台1-15-3	045(842)1662
荏田支店 青葉区荏田町378-2	045(911)4489	和泉支店 泉区和泉中央南4-4-5	045(802)1284	日野支店 港南区日野中央2-44-10	045(833)1394
たまプラーザ支店 青葉区美しが丘2-15-1	045(901)3909	いずみ野駅前支店 泉区和泉町5735-8	045(801)2181	港南台支店 港南区港南台3-3-1	045(835)2222
中里支店 青葉区下谷本町40-2	045(973)3004	飯田支店 泉区上飯田町1121	045(802)1211	上大岡支店 港南区上大岡西3-6-16	045(842)0453
たちばな台支店 青葉区たちばな台2-14-12	045(961)4501	中川支店 泉区岡津町145-3	045(811)4331	磯子支店 磯子区田中2-4-8	045(771)4349
田奈支店 青葉区田奈町52-8	045(981)1811	緑園都市支店 泉区緑園1-1-17	045(813)3661	杉田支店 磯子区杉田3-11-21	045(772)5600
長津田支店 緑区長津田5-1-6	045(983)2541	川上支店 戸塚区前田町85	045(822)1131	本郷支店 栄区桂町279-24	045(891)3135
新治支店 緑区中山5-13-1	045(931)2557	舞岡支店 戸塚区舞岡町3086	045(822)1134	本郷東支店 栄区上郷町84-22	045(895)1122
都田支店 都筑区池辺町2707-1	045(941)2301	戸塚支店 戸塚区戸塚町3981-8	045(881)0072	豊田支店 栄区長沼町140-1	045(861)4321
東方支店 都筑区東方町1401	045(942)2311	大正支店 戸塚区原宿4-15-5	045(851)5741	金沢支店 金沢区金沢谷東4-1-12	045(781)5440
都筑中川支店 都筑区中川中央1-26-6	045(912)3711			金沢文庫支店 金沢区片吹69-23	045(785)7131
北山田支店 都筑区北山田2-5-1	045(594)1212				
港北区・鶴見区		瀬谷区・旭区		神奈川区・保土ヶ谷区・西区・中区	
港北支店 港北区大豆戸町207	045(542)1581	原支店 瀬谷区阿久和東4-28-12	045(363)2018	神奈川支店 神奈川区神大寺2-19-20	045(491)1181
小机支店 港北区小机町971-1	045(471)8981	瀬谷支店 瀬谷区本郷2-32-10	045(301)2020	菅田支店 神奈川区菅田町1717	045(472)0221
日吉支店 港北区日吉本町3-31-17	045(563)6161	瀬谷駅前支店 瀬谷区瀬谷4-24-63	045(303)3531	新桜ヶ丘支店 保土ヶ谷区新桜ヶ丘1-20-28	045(351)7171
新田支店 港北区新吉田東8-4-10	045(531)7241	二俣川支店 旭区二俣川1-6-21	045(362)2112	保土ヶ谷支店 保土ヶ谷区西谷4-11-1	045(373)9522
新羽支店 港北区新羽町1625-1	045(547)2811	都岡支店 旭区今宿西町289	045(951)1110	和田町駅前支店 保土ヶ谷区仏向町9-2	045(332)6835
鶴見支店 鶴見区駒岡3-32-27	045(573)1111	白根支店 旭区上白根1-1-5	045(953)1391		